

令和6年1月11日

長与町議会議長 安藤 克彦

## 研修報告書

長与町議会議員研修要綱第7条第2項の規定により、次のとおり公表します。

1. 研修名（主催者） 新議員研修会（長崎県町村議会議長会）  
○講演 「議会運営と質問の基本的考え方」「地方議会をめぐる最近の動き」  
講師 元全国都道府県議会議長会 事務局次長 内田 一夫 氏
2. 研 修 日 時 令和5年6月27日（火）14時30分～16時45分
3. 研 修 場 所 長崎県市町村会館（長崎市）
4. 研 修 目 的 議員の資質向上および議会の活性化に資するため
5. 所 見 （記載は議席番号順）

### 【堀 真 議員】

本研修では、2つの学びがありました。

一つ目は、議場の外での議員としてのコンプライアンスについてです。普段の言葉遣いや態度など基本的なルールを守ることはもちろんですが、SNSの活用（公と私を意識した投稿内容）や兼業禁止、寄付の禁止といったところで、よかれと思って行ったことがうっかり法令に違反していないか再確認できました。

二つ目は、議会における手続きのデジタル化です。今まで、議会と行政機関などの間で行う議会の手続きは紙媒体でやり取りをしていましたが、令和6年4月1日より一部の手続き（請願書の提出など）が、デジタル（PC・携帯間でのやり取り）で提出が可能となりました。現代ではデジタルが著しく普及してきています。もちろん、利便性やコストパフォーマンスは常に追及するべきですが、事務の効率化・能率化や住民と議会間の活発な情報交換などの目的・ニーズを考えると、デジタル化を進めてもよいのかなと思いました。

昭和の1930年に紙芝居が日本に誕生したといわれ、その紙芝居が今では映画へと進化しています。時代は常に進化をしているので、長与町議会が時代に取り残されないように、新しい風を吹き入れていくことが大事だと感じました。

【藤田 明美 議員】

長与・時津・東彼杵・川棚・波佐見・小値賀・佐々・新上五島町の1期目の新人議員を対象にした講義で、「議会運営と質問の基本的考え方」「地方議会をめぐる最近の動き」についての資料が配布され、その内容に沿って語られました。

資料内容は新人議員向けにとっても分かりやすくまとめられており、町議会の現場をイメージしやすく説明を加えながらの講義は大変勉強になりました。

特に印象に残ったのは、議会運営の基本的な考え方の中に「過半数で決する」というものがあり、講師の内田氏が資料内の説明と共に「何が正義かを追求する場ではない」と付け加えられたことでした。

このことから議会は民意の代表機関であるからこそ、町民目線で審議ができる議員であり続けることが大切だと感じましたし、そのような人を選挙で選ばなければならないとも考えています。それから4月の町議会議員選挙の投票率が44.7%と低かったことを思い出し、町民の方々にもっと町政に関心を持っていただくためにはどうしたら良いのだろうと考えました。そして町民の方々に町づくりに参加している実感を持っていただけるような取り組みをしようか?など思いを巡らせました。

この研修で議員としての基本的な知識を学ぶことができましたので、今後は町民の負託に応えられる議員になるよう勉強を重ねていこうと考えました。

【岡田 義晴 議員】

元全国都道府県議会議長会事務局次長の内田一夫氏による、2時間の講義だった。

初めに、議会運営と質問の基本的考え方と題し、Ⅰ議会の構成、Ⅱ議会運営とは、Ⅲ発言をめぐる留意事項、Ⅳ質問と質疑が語られた。

特にⅡ議会運営については、議会の役割を①住民代表機能②監視機能③政策提案機能の3点に示され、住民目線を大切にかつ住民の嫌がることも時として決断すべきと、ただし住民に対ししっかり説明をすることとのご示唆を頂いた。また、行政に対する積極的な監視の必要性和住民に対し夢を語るべき議会であるべきとのご示唆も併せて頂いた。

次に地方議会をめぐる最近の動きと題し、Ⅰ議員に求められているのは、Ⅱ議員のコンプライアンス、Ⅲ最近における地方自治法改正から、Ⅳ議会の使命と役割を高めるための試みが語られた。特にⅡ議員のコンプライアンスについては、講師より議員にとって「職場」とは?との投げかけがあり、我々議員個々人に政治倫理の確立を印象付けられた。また、ハラスメントの防止とSNSの活用にも警鐘を鳴らされ、議員個々人が緊張感を持って議員活動全般に取り組むようにとのご示唆を頂いた。

これらの内容を改めて再確認し、今後の議員活動に生かしながらより良い町づくりに努めたい。